

NO. 183

2008. 9. 15.

社会福祉法人 大阪市知的障害者育成会

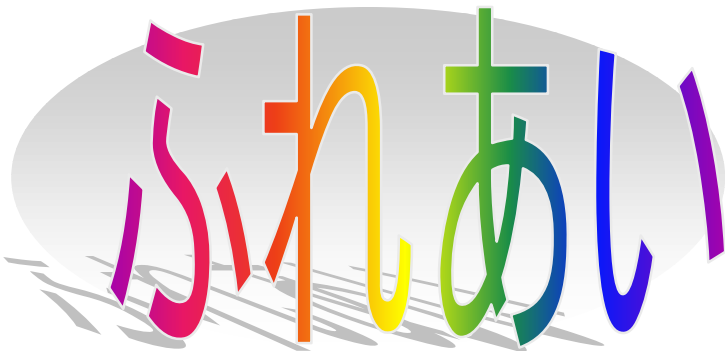
(別名 大阪市手をつなぐ親の会)

大阪市天王寺区東高津町 12-10

大阪市立社会福祉センターB 1 F

発行責任者 笹野井 庸夫

TEL 06(6765)5621 FAX 06(6765)5623



日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業)  
・金銭管理・の活動について

大阪市旭区社会福祉協議会

あんしんさぼーと相談員 大西 千賀子

地域で安心して自立生活を送ることが出来るよう、福祉サービス等利用援助や金銭管理を主として支援してゆくサービスがあんしんさぼーとです。大阪市では各区の社協に設置され、サービスが実施されています。より身近な福祉サービスとして利用していただきたいと思います。

「貯まる」と言う魅力？に誘われてカードを作る人が多いことです。クレジット機能が付帯していることは企業の販売促進の決めてでもあるのでしよう。使ってみると現金がいらず、ポイントも貯まる：カード利用の締め切り日や支払日は各社で異なり一ヶ月と二ヶ月後に請求が郵送で来ます。忘れて頃に請求があり、給与は月末、年金は二カ月毎に一回。収支が分からなくなり多くの返済が生じる現実。まさに一般社会で起きている問題が知的障がいのある人の身にも例外なく起こっています。障がいがあるため、判断力が不十分

現代はお金が手元になくとも商品が購入できるすべが多々あります。ネット購入やクレジットカードの利用もその例です。最近では身近にあるコンビニ等で誰でもが簡単にカードを作ることが出来ます。興味深いことは「ポイント

分なことがあり、さらに問題が複雑になり解決が難しくなる場合もあります。自分にとって有益な情報か不利益な事になるのか、先の見通しを立てての計画を考える等、大変困難と思えます。支払いをしやすくリボ払い等をしていくケースもあります。その実態は延々と限りなく続く返済でした。契約者と膝を突き合わせ、共に落ち込んだ時もありました。しかし、「失敗もこれからの力！」としてまず気持ちのモチベーションを上げること

も私達の役割の一つです。私共の後方支援となる大阪市社会福祉研修・情報センターの法律相談・権利擁護相談の協力も得て、共に問題解決を実行していきます。

この事業の中心的役割を担っているのが、地域生活支援ワーカーです。相談員が支援計画を立てその計画に基づき、ワーカーが契約者宅を訪問します。生活費の受渡しや支払いのみではなく生活の変化や困り事などのニーズを見つけ、相談員に報告をする大きな役割があります。相談員はワーカーと共にニーズに応じて必要なサービスや金銭問題整理に繋げてゆきます。安心して生活が出来る基盤を作つてゆく、その流れを作ることが大切であり、それがあんしんさぼーと事業の業務であると考えています。



自立支援をする事。それは「失敗したり、また失敗したり：だけどこの地域で生活を続ける」人として共感し、そこに相談が出来るチームの一つとして私達が居る。その役割を担ってゆきたいと思えます。